

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後

現行

農林水産部（水産林務関係）

工事施工管理基準

工事施工管理実施要領

福岡県農林水産部

令和5年10月

[改定の経緯]

(1)～(17) [略]

(18) 令和5年10月5日改定

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準

1～3 [略]

[1] 出来形管理基準

1～3 [略]

農林水産部（水産林務関係）

工事施工管理基準

工事施工管理実施要領

福岡県農林水産部

令和5年4月

[改定の経緯]

(1)～(17) [略]

[新設]

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準

1～3 [略]

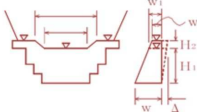
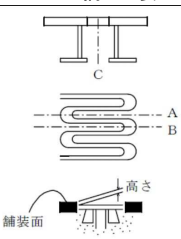
[1] 出来形管理基準

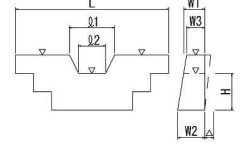
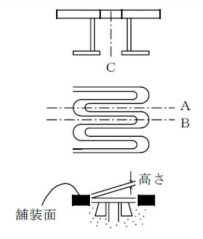
1～3 [略]

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後						現行								
1. 共通工						1. 共通工								
区分	工種	項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所	区分	工種	項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所	
土工	掘削工 (切取工) (面管理の場合)	平場 標高較差	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		土工	掘削工 (切取工) (面管理の場合)	平場 標高較差	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		土工
			±100	±150						±50	±150			
			±70	±160						±70	±160			
土工	盛土工 (路体盛工) (路床盛工) (面管理の場合)	平場 標高較差	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。		土工	盛土工 (路体盛工) (路床盛工) (面管理の場合)	平場 標高較差	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。		土工
			±100	±150						±50	±150			
			±70	±160						±70	±160			

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後					
				る。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
4. 治山工事					
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
鋼製ダム (不透過型) 谷止工 床固工	基準高	± 50	設計図書に表示してある箇所 で測定する。 ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない。		
	延長 L	- 50			
	堤幅 w1, w2	- 50			
	下流側倒れ Δ	± 0.02H1			
	袖部	基準高			± 50
		堤幅 w3			± 50
下流側倒れ Δ		± 0.02H2			
5. 道路工事					
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
現場継手工	現場継手部の すき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定する。 δ1, δ2のうち大きいもの なお設計値が5mm未満の場合は、 すき間の許容範囲の下限値を0mm とする。(例: 設計値が3mmの場合、 すき間の許容範囲は0mm~8mm)	※は耐候性鋼材(裸使用)の場合	
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
伸縮装置工 (鋼製フィン ガ-ジョイント)	据付け高さ	± 3	高さについては車道端部、 中央部において車線方向に 各3点合計9点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向)に3mの直 線定規で測って凹凸が3mm 以下 歯咬み合い部は車道端部、 中央部の計3点		
	車線方向各点 誤差の相対差	3			
	表面の凹凸	3			
	歯型板面の咬み 合部の高低差	2			
	縦方向間隔	± 2			
	横方向間隔	± 5			
仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2		歯形板面の噛み合い部の高低差: 噛み合い部中心 A、B 点の差	コンクリート橋も準用する。	

現行				
				る。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
4. 治山工事				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
鋼製ダム (不透過型) 谷止工 床固工	基準高	± 50	設計図書に表示してある 箇所 で測定する。	
	堤幅 w1, w2, w3	± 50		
	放水路幅 φ1, φ2	± 100		
	下流側倒れ Δ	± 0.02H		
	高さ H	+ 50 - 30		
	延長 L	- 0		
5. 道路工事				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
現場継手工	現場継手部の すき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2を測定する。	※は耐候性鋼材(裸使用)の場合
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
伸縮装置工 (鋼フィンガ- ジョイント)	据付け高さ	± 3	高さについては、車道端 部、中央部の各3点、合計 9点を測定する。 縦、横方向間隔は両端、 中央部の計3点を測定す る。	
	車線方向各点 誤差の相対差	3		
	表面の凹凸	3		
	歯型板面の咬み 合部の高低差	2		
	縦方向間隔	± 2		
	横方向間隔	± 5		
仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2		歯形板面の噛み合い部の高低差: 噛み合い部中心 A、B 点の差	コンクリート橋も準用する。

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後					現 行																										
6. 森林整備					6. 森林整備																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>規格値 (mm)</th> <th>測 定 基 準</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">植栽工 コンテナ苗</td> <td>植付け本数</td> <td>— 0</td> <td>プロット内の全本数を測定する。</td> <td rowspan="7">プロットは 20m×20m=400m²とする。 プロットは5haに1箇所割合で 設定する。 5ha未満は2箇所設定する。</td> </tr> <tr> <td>植穴、幅 d</td> <td>— 0</td> <td>プロット内で5箇所を植</td> </tr> <tr> <td>植穴、高さ h</td> <td>— 0</td> <td>穴、高さを測定する。</td> </tr> <tr> <td>根鉢、直径 d</td> <td>— 0</td> <td rowspan="5">箱苗及び梱包苗は500本 に1本、コンテナ苗は20 0本に1本測定する。</td> </tr> <tr> <td>根鉢、高さ h</td> <td>— 0</td> </tr> <tr> <td>樹高（苗長） H</td> <td>県指定の規格値以上</td> </tr> <tr> <td>根元径 φ</td> <td>県指定の規格値以上</td> </tr> </tbody> </table>					工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要	植栽工 コンテナ苗	植付け本数	— 0	プロット内の全本数を測定する。	プロットは 20m×20m=400m ² とする。 プロットは5haに1箇所割合で 設定する。 5ha未満は2箇所設定する。	植穴、幅 d	— 0	プロット内で5箇所を植	植穴、高さ h	— 0	穴、高さを測定する。	根鉢、直径 d	— 0	箱苗及び梱包苗は500本 に1本、コンテナ苗は20 0本に1本測定する。	根鉢、高さ h	— 0	樹高（苗長） H	県指定の規格値以上	根元径 φ	県指定の規格値以上	[新設]	
工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要																											
植栽工 コンテナ苗	植付け本数	— 0	プロット内の全本数を測定する。	プロットは 20m×20m=400m ² とする。 プロットは5haに1箇所割合で 設定する。 5ha未満は2箇所設定する。																											
	植穴、幅 d	— 0	プロット内で5箇所を植																												
	植穴、高さ h	— 0	穴、高さを測定する。																												
	根鉢、直径 d	— 0	箱苗及び梱包苗は500本 に1本、コンテナ苗は20 0本に1本測定する。																												
	根鉢、高さ h	— 0																													
	樹高（苗長） H	県指定の規格値以上																													
	根元径 φ	県指定の規格値以上																													
[2] 品質管理基準					[2] 品質管理基準																										
1～4 [略]					1～4 [略]																										

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
治山土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	[削除]	治山土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土量が500㎡未満は省略することができる。
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A-1218 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験法便覧 [4]-182	1,000㎡につき1回の割合で実施する。 [削除] 500㎡につき1回の割合で実施する。	最大乾燥密度の85%以上 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。	(JIS-A-1218 A・B法)		施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A-1218 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装試験法便覧 1-7-2	1,000㎡につき1回の割合で実施する。 (500㎡未満は省略することができる。)	500㎡につき1回の割合で実施する。	最大乾燥密度の85%以上 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。
河川・海岸土工	材料 その他 の 試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	[削除]	河川・海岸土工	材料 その他 の 試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土量が500㎡未満は省略することができる。
		土の粒度試験	JIS A-1204	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の粒度試験			JIS A-1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土粒子の密度試験	JIS A-1202	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土粒子の密度試験			JIS A-1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土の含水比試験	JIS A-1203	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の含水比試験			JIS A-1203	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の液性限界・塑性限界試験			JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土の一軸圧縮試験	JIS A-1216	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の一軸圧縮試験			JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	地盤工学会	土の三軸圧縮試験			土質試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質工学会		
		土の圧密試験	JIS A-1217	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の圧密試験			JIS A-1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
		土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	地盤工学会	土の剪断試験			土質試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質工学会		
土の透水試験	JIS A-1218	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。		土の透水試験	JIS A-1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後						現行					
施	工	必	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm J I S A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験 法便覧 [4]-182	1,000 m ³ につき1回の割合で実施する。 [削除] 500 m ³ につき1回の割合で実施する。	最大乾燥密度の 85%以上 最大乾燥密度の 90%以上 その他 設計図書による。	施 工 必 須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm J I S A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装試験法便覧 1-7-2	1,000 m ³ につき1回の割合で実施する。 (500 m ³ 未満は省略することができる。) 500 m ³ につき1回の割合で実施する。	最大乾燥密度の 85%以上 最大乾燥密度の 90%以上 その他 設計図書による。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
路床・路体盛土工	材	必 須	突固めによる土の締固め試験	J I S A1210	工事着手当初及び土質の変化した時 (岩盤の場合は除く)	設計図書による。	[削除]	路床・路体盛土工	材	必 須	突固めによる土の締固め試験	J I S A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合 (岩盤の場合は除く)	設計図書による。	主量が500 m ³ 未満は省略することができる。
			C B R 試験 (路床)	J I S A1211	工事着手当初及び土質の変化した時 (岩盤の場合は除く)	設計図書による。					C B R 試験 (路床)	J I S A1211	工事着手当初及び材料が変化した場合 (岩盤の場合は除く)	設計図書による。	
	その他	そ	土の粒度試験	J I S A1204	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土の粒度試験	J I S A1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
			土粒子の密度試験	J I S A1202	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土粒子の密度試験	J I S A1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
			土の含水比試験	J I S A1203	路体：工事着手当初及び土質の変化した時 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。			土の含水比試験	J I S A1203	路体：工事着手当初及び材料が変化した場合 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	J I S A1205	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土の液性限界・塑性限界試験	J I S A1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
			土の一軸圧縮試験	J I S A1216	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土の一軸圧縮試験	J I S A1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	地盤工学会		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質工学会		
			土の圧密試験	J I S A1217	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土の圧密試験	J I S A1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			
			土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。	地盤工学会		土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質工学会		
			土の透水試験	J I S A1218	工事着手当初及び土質の変化した時	設計図書による。			土の透水試験	J I S A1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。			

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後						現行															
施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≦53mm JIS A1214 (砂置換法) A1210A・B法 最大粒径 >53mm 舗装調査・試験法便覧[4]-182 (突砂法)	路体 1,000㎡につき1回の割合で実施する [削除] ※1回の試験につき3個(孔)で測定し、その平均値で判定する。 路床 500㎡につき1回の割合で実施する。※1回の試験につき3個(孔)で測定し、その平均値で判定する。	路体 最大乾燥密度の 85%以上 路床 最大乾燥密度の 90%以上 その他 設計図書による。	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≦53mm JIS A1214 (砂置換法) A1210A・B法 最大粒径 >53mm 舗装調査・試験法便覧[4]-185 (突砂法)	路体 1,000㎡につき1回の割合で実施する (500㎡未満は省略することが出来る。) ※1回の試験につき3個(孔)で測定し、その平均値で判定する。 路床 500㎡につき1回の割合で実施する。※1回の試験につき3個(孔)で測定し、その平均値で判定する。	路体 最大乾燥密度の 85%以上 路床 最大乾燥密度の 90%以上 その他 設計図書による。	施工試験	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板 載荷試験	JIS A1215	各車線ごとに40㎡に1箇所の割合で実施する。			不良箇所については、土の含水量、PIなどを測定し、適切な処置を行う。	その他	平板 載荷試験	JIS A1215			各車線ごとに40㎡に1箇所の割合で実施する。	不良箇所については、土の含水量、PIなどを測定し、適切な処置を行う。						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
路床置換工	施工試験	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 舗装調査・試験法便覧[4]-182	1,500㎡に1回実施する	最大乾燥密度の90%以上	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
路床置換工	施工試験	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 舗装調査・試験法便覧[4]-185	1,500㎡に1回実施する	最大乾燥密度の90%以上	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
下層路盤工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-182 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000㎡に1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 ×10:95%以上 ×6:96%以上 ×3:97%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
下層路盤工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法(JIS A1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000㎡に1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 ×10:95%以上 ×6:96%以上 ×3:97%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後							現 行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
粒度調整・再生粒度調整路盤工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -182 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000 m ² に1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 ×10:95.0%以上 ×6:95.5%以上 ×3:96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。	粒度調整・再生粒度調整路盤工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000 m ² に1個・1工事につき最低3個以上実施する。	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 ×10:95.0%以上 ×6:95.5%以上 ×3:96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。
セメント・石灰安定処理工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -182 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1日1回 1工事に最低3回	最大乾燥密度の93%以上 ×10:95.0%以上 ×6:95.5%以上 ×3:96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。	セメント・石灰安定処理工	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1日1回 1工事に最低3回	最大乾燥密度の93%以上 ×10:95.0%以上 ×6:95.5%以上 ×3:96.5%以上	締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。
路床安定処理工	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒度 ≤53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒度 >53mm 舗装調査・試験法便覧 [4] -182	1,000 m ² に1回 1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上		路床安定処理工	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒度 ≤53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒度 >53mm 舗装調査・試験法便覧 [4] -185	1,000 m ² に1回 1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上	

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改正後							現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
固結工	施工試験	必須	配合試験	「安定処理土の締固めをしない供試体の作成方法」 ：地盤工学会基準 (JGS0821-2009) JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化したときに各1回実施する。			固結工	施工試験	必須	配合試験	「安定処理の土の締固めをしない供試体の作成方法」 ：土質工学会基準 (JSFT821-1990) JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化したときに各1回実施する。		
補強土壁工	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験 法便覧 [4]-182	500m ³ につき1回	最大乾燥密度の 90%以上 または、設計図書による。		補強土壁工	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験 法便覧 [4]-185	500m ³ につき1回	最大乾燥密度の 90%以上 または、設計図書による。	

○ R5.10_工事施工管理基準・実施要領（新旧対照表）

改 正 後	現 行																																
<p>[3] 写真管理基準</p> <p>1～6 [略]</p> <p>[別表] 写真撮影要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 工種別撮影要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 森林整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>撮影区分</th> <th>撮影事項</th> <th>撮影対象</th> <th>撮影頻度</th> <th>撮影の要点及び注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">植栽工 (植林)</td> <td style="text-align: center;">地 拵</td> <td style="text-align: center;">伐開、筋置 林内整理</td> <td style="text-align: center;">1 施工地毎</td> <td>・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山行用苗 植付け</td> <td style="text-align: center;">植付け本数</td> <td style="text-align: center;">1 施工ブロック 毎</td> <td>・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コンテナ苗 植付け</td> <td style="text-align: center;">植付け本数</td> <td style="text-align: center;">1 施工ブロック 毎</td> <td>・ 苗木の樹高、根元径、根鉢直径、根鉢高さの測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で土木工事共通仕様書5-8-2-10の2に規定する植穴の直径、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※除伐については枝落としBに準じる</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部（水産林務関係）</p> <p style="text-align: center;">工事施工管理実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 施工管理</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施工管理記録様式について</p> <p>1)～3) [略]</p>	撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	植栽工 (植林)	地 拵	伐開、筋置 林内整理	1 施工地毎	・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。	山行用苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。	コンテナ苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、根元径、根鉢直径、根鉢高さの測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で土木工事共通仕様書5-8-2-10の2に規定する植穴の直径、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。	<p>[3] 写真管理基準</p> <p>1～6 [略]</p> <p>[別表] 写真撮影要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 工種別撮影要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 森林整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>撮影区分</th> <th>撮影事項</th> <th>撮影対象</th> <th>撮影頻度</th> <th>撮影の要点及び注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">植栽工 (植林)</td> <td style="text-align: center;">地 拵</td> <td style="text-align: center;">伐開、筋置 林内整理</td> <td style="text-align: center;">1 施工地毎</td> <td>・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山行用苗 植付け</td> <td style="text-align: center;">植付け本数</td> <td style="text-align: center;">1 施工ブロック 毎</td> <td>・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※除伐については枝落としBに準じる</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部（水産林務関係）</p> <p style="text-align: center;">工事施工管理実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 施工管理</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施工管理記録様式について</p> <p>1)～3) [略]</p>	撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	植栽工 (植林)	地 拵	伐開、筋置 林内整理	1 施工地毎	・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。	山行用苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項																													
植栽工 (植林)	地 拵	伐開、筋置 林内整理	1 施工地毎	・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。																													
	山行用苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。																													
	コンテナ苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、根元径、根鉢直径、根鉢高さの測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で土木工事共通仕様書5-8-2-10の2に規定する植穴の直径、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。																													
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項																													
植栽工 (植林)	地 拵	伐開、筋置 林内整理	1 施工地毎	・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。																													
	山行用苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック 毎	・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。																													

